

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他業務運営</p> <p>【原文】 「平成23年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。」 「研究費の不適切な経理が確認されていることについては、その原因究明を行い、必要に応じて不正防止計画の見直しを行うなど、再発防止に向けた積極的な取組を行うことが求められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 研究費の不適切な経理については、「公的研究費に関する不適切な経理に関する調査」（平成23年8月19日付け）の過程で、平成17年度及び平成18年度に行われた不適切な経理が判明したため、報告したものである。 本学においては、本件の不適切な経理が行われた原因の究明を行い、平成19年度以前における納品検収体制に問題があったことが判明したところであるが、現在、原因とされた「発注・納品・検収体制」については、以下に述べるように確固たる体制を整備している。 平成19年度において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（文部科学省科学技術・学術政策局長通知、平成19年2月15日付け18文科科第829号）に基づき、「国立大学法人群馬大学における研究費の運営及び管理に関する規程」の制定、物品等の発注・納品・検収体制</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『<u>研究費の不正使用防止に向けた取組については、内部監査の日数及び監査員の増、業務監査での研究費の適正な使用についての監査の実施、ハンドブック配布、各種研修及び取引業者への注意喚起等の取組が行われているが、過年度における不適切な事例が平成23年度中に新たに確認されていることから、引き続き再発防止に向けた積極的な取組を行うことが求められる。</u>』</p> <p>【理由】 今回確認された事案が過年度の経理に関するものであることや、法人として研究費不正防止について既に種々取り組んでいることを明確にするため。</p> <p>なお、評価委員会においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 従来から大学・研究機関において、研究費の不適切な経理の問題が度々発覚し、不正使用防止のための取組を求めてきているところ、依然として不適切な事例が繰り返されているなど、抜本的な改善がみられないこと。 ② このことを踏まえて、文部科学省が平成23年度において実施した調査の結果、相当数の法人において不適切な経理が確認され、その中には数年前の問題が最近になってようやく把握された場合も多いこと。 ③ 政策評価・独立行政法人評価委員会による「平成22年度における国立大

の強化を行うとともに、「研究費使用ハンドブック」及び「会計ルールハンドブック」を新たに作成、教職員へ配布するとともに、ウェブサイトへの掲載や説明会の開催などにより、教職員への周知徹底を図った。

さらに、平成20年度には、「国立大学法人群馬大学における研究活動に費消する研究費の不正防止計画」を策定するとともに、引き続き、研究費の適正使用について、各種研修会及び説明会で教職員への周知徹底を図っているものである。

以上により、今回判明した不適切な経理は、本学における管理体制の再整備以前である第1期中期計画期間中の平成17年度及び平成18年度に行われたものであり、管理体制の再整備後である平成19年度から平成23年度までにおいて不適切な経理はなく、再発防止に向け公的研究費の適正な執行に取り組んでいるため。

学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」において、最近においても複数の法人において公的研究費の不正使用が指摘されていることから各法人における公的研究費の不正使用を防止するための取組について引き続き必要な改善を促すべきである旨、求められていること。

- ④ 例えば科学研究費補助事業の補助総額の6割以上を国立大学法人が占めており、この問題が公的競争的研究資金制度の在り方の根幹にも関わるものであること。また、国立大学法人の収入に占める公的競争的資金等の占める割合も年々高まっており、法人運営上大きな位置づけとなっていること。
- ⑤ このような不適切な経理が国立大学法人全体として続く状況が国立大学法人の運営や広く大学に対する社会的信頼を失いかねない極めて深刻な課題であることを重く受け止めていること。

などに鑑み、今回特に厳しい姿勢で評価を行っているものである。

また、指摘の対象となった不適切な経理は、評価対象年度である平成23年度以前の経理に対するものであるが、これらの問題に対する指摘は、これが判明した段階で行わざるを得ないことや、そのような不適切な事案が法人としてずっと把握されないままにあったことなどを踏まえ、今回新たに不適切な経理が確認された法人にあっては、不適切な経理が行われた時期や不正防止への取組如何にかかわらず、課題として指摘しているものである。

評価委員会としては、今回課題として指摘した法人に限らず、国立大学法人・大学共同利用機関法人すべてにおいて、不正使用防止策に不断に取り組み、その実効性を高めていくことを期待するものである。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他業務運営</p> <p>【原文】 「【評定】中期計画の達成<u>のためにはやや遅れている</u>」 「(理由) 年度計画の記載7事項すべてが「年度計画を十分に実施している」と認められるが、<u>研究費の不適切な経理が確認されていること等を総合的に勘案した</u>ことによる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「【評定】中期計画の達成<u>に向けて順調に進んでいる</u>」 「(理由) 年度計画の記載7事項すべてが「年度計画を十分に実施している」と認められることによる。」</p> <p>【理由】 「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における各年度終了時の評価に係る実施要領」において、「年度計画の記載事項すべてが年度計画を十分に実施している」場合には、「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」という評定になるものと考えている。 本学においては、平成17年度及び平成18年度に行われた不適切な経理の原因の究明を行い、その原因である「発注・納品・検収体制」について、現在、確固たる体制を整備している。 今回判明した不適切な経理は、第1期中期計画期間中の平成17年度及び平成18年度に行われたものであり、管理体制の再整備後である平成19年度から平成23年</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 不適切な経理が新たに確認されているため。</p>

度までは不適切な経理はなく、公的研究費の適正な執行に取り組んでいる。

以上により、評定は、第2期中期計画の達成に向けて「順調に進んでいる」が妥当であると考ええる。